

オービーホーム平磯 ケアプランセンター

居宅介護支援及び介護予防支援に関する重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービス及び介護予防支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて次の通り説明します。

担当する介護支援専門員

担当者

電 話

078-751-1294

(月曜日～土曜日：8：45～17：45

日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

目 次

1. サービスを提供する事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業の目的・運営方針	3
4. 職員体制	3
5. 居宅介護支援サービス等の内容および保険適用に関して	4-5
6. サービスの利用料金	6
7. 契約の終了と自動更新について	6
8. 契約期間途中で解約の場合	6
9. サービス利用に関する留意事項	7
10. プライバシーの保護	7
11. サービス提供中における事故発生時の対応	7
12. 損害賠償について	7
13. サービス内容に関する苦情・相談	8
14. 虐待の防止について	9
15. 重要事項説明書の変更等	9

(別紙1)居宅介護支援サービス及び介護予防サービスの利用料金表

(別紙2)要介護認定前に居宅介護支援等の提供が行われる場合の特例事項

法人理念

人生の偉大な先輩である皆さん

私たちは、尊敬を込めて オービーさん と呼びびします

ただただ愛し、しっかり 抱きしめます

1. サービスを提供する事業者

事業者名	社会福祉法人 丸
所在地	神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7
連絡先(代表番号)	TEL:078-706-9488 FAX:078-706-4792
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 田中 華代
法人の行う事業一覧	地域包括支援センター(神戸市委託)2カ所、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント各2カ所、居宅介護支援2カ所、通所介護・介護予防通所サービス各2カ所、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護各2カ所、定期巡回随時対応型訪問介護看護2カ所、訪問介護・介護予防訪問サービス各2カ所、生活支援訪問サービス3カ所、訪問看護ステーション・介護予防訪問看護ステーション各1カ所、介護老人福祉施設2カ所、地域密着型介護老人福祉施設1カ所、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護各1カ所、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護各2カ所、認可事業所内保育事業1カ所

2. 事業所の概要

事業所名	オービーホーム平磯 ケアプランセンター
事業所番号	2870801913 (兵庫県指定)
所在地	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号 垂水年金会館2階
連絡先	TEL:078-751-1294 FAX:078-752-2294
管理者	小畑 昌也 連絡先 同上
営業日	月曜日～土曜日 (日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休み)
営業時間	8:45～17:45 ※営業時間外において、緊急を要する場合は法人代表番号(特別養護老人ホーム オービーホーム 078-706-9488)までご連絡ください。
サービスを提供する地域	神戸市垂水区
開設年月日	平成5年3月6日

3. 事業の目的・運営方針

事業の目的	<p>利用者が居宅において日常生活を営むために必要な居宅サービス等を利用することができるよう、利用者の心身状況やおかれている環境、希望等を勘案し、居宅サービス計画等を作成するとともに、計画に基づく居宅サービス等が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整や便宜の供与を行うことを目的とします。</p>
運営方針	<p>居宅介護支援等は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化を防止し、または要介護状態となることを予防するよう行うとともに、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう配慮して行います。</p> <p>また、居宅介護支援等の提供にあたっては、常に利用者の立場に立って公正中立に行い、介護保険法令を遵守いたします。</p>

4. 職員体制

<主な職員の配置状況>

職 種	職 務 内 容	人員数 (うち非常勤)
管 理 者	事業所の統括(主任介護支援専門員兼務)	1名
介護支援専門員	居宅サービス計画等の作成、相談業務、認定調査等	2名以上 (1名以上)
事 務 員	事業の補足業務	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。配置状況は変動することがあります。

職員は身分証を常に携帯しています。利用者またはその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

5. 居宅介護支援サービス及び介護予防サービスの内容および保険適用

に関して

居宅介護支援及び介護予防支援契約第4条～第7条に定める利用者に提供するサービスの内容は次のとおりです。

内 容	提 供 方 法	保険適用
居宅サービス 計画の作成 介護予防支援 計画の作成 (本契約第4条)	(1) 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 (2) 自宅周辺地域における居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し利用者にサービスの選択を求めます。 その際、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。又 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。 (3) 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛りこんだ居宅サービス計画等の原案を作成します。 (4) 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を、利用者やその家族に説明しその意見を伺います。 (5) 居宅サービス計画等の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 (6) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2に示す通りです	○
居宅サービス 事業者等との 連絡調整・ 便宜の提供 (本契約第4条)	(1) 居宅サービス計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 (2) 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。	○
サービス実施 状況の把握・	(1) 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施の状況把握に努めます。	○

居宅サービス 計画等の評価 (本契約第4条)	(2) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。	
給付管理 (本契約第4条)	居宅サービス計画等の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明 (本契約第4条)	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療との連携・ 主治医への連絡 (本契約第4条・別紙)	ケアプランの作成時(又は変更時)やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。	○
財産管理・権利 擁護等への対応 (本契約第4条・別紙)	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関連機関への連絡を行います	-
居宅サービス 計画等の変更 (本契約第5条)	利用者が居宅サービス計画等の変更を希望した場合または事業者が居宅サービス等の変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービス等の変更を行います。	○
要介護認定等に かかる 申請の援助 (本契約第6条)	(1) 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 (2) 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○
サービス提供 記録の 閲覧・交付 (本契約第7条)	(1) ご契約者に提供したサービスについての記録は5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧および写しの交付が可能です。(「情報公開規程」による実費負担があります。) (2) 利用者は、本契約終了の際には事業者にご請求して直近の居宅サービス計画等及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	○
介護支援専門員 の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、管理者までご連絡ください。	○
入院時における 医療連携促進	病院へ入院される場合は、担当するケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関にお知らせ下さい。	-
訪問回数を目安	居宅介護支援サービス 概ね1か月に1回程度介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し状況把握等を行います。 介護予防サービス 神戸市に定められた頻度で居宅を訪問する等状況の把握等を行います。	

6. サービスの利用料金 ※料金詳細については別紙1をご覧ください。

〈保険適用サービス〉

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付され、原則として利用者の自己負担はありません。

介護保険料の滞納により、法定代理受理サービスができなくなった場合、要介護度に応じて1か月ごとにお支払いいただき、サービス提供証明書と領収書を発行します。後日在住する各市町村にて償還払い支給の申請をすることにより全額払い戻し支給を受けられます。(このときサービス提供証明書と領収書が必要となります)

(支払い方法)

毎月、10日頃までに前月分の請求をします。

ゆうちょ銀行の振込用紙にて当月末日までにお振込み下さい。

7. 契約の終了と自動更新について

本契約の有効期間については、要介護認定の有効期間の満了日であったん終了することになります。ただし、有効期間の満了30日前までに、利用者から本契約を終了する旨の申し出がない場合には、この本契約は次の要介護認定の有効期間(原則として6か月程度)まで、自動的に更新されます。

8. 契約期間途中での解約の場合

本契約は、契約期間中であっても利用者の方から解約を希望する7日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

※ 解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意ください。

9. サービス利用に関する留意事項

- (1) 災害や事故等により訪問に危険が伴うと予想される際は、ご利用者又はご家族と相談の上、訪問時間の変更や、訪問を中止させていただく場合があります。
- (2) ご利用者、ご家族よりのハラスメント行為等(職員への性的不快・暴言・暴力・危険行為・ストーカー行為など)が判明した場合には、利用を中止させていただく場合があります。

10. プライバシーの保護

当事業所は利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、当事業所がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名下さい。

11. サービス提供中における緊急時・事故発生時の対応

訪問中に利用者の体調に急変が生じた場合は、主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

事業者の介護支援専門員については、必要な研修を行い、事故発生防止に努めます。

12. 損害賠償について

居宅介護支援において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、本契約第 12 条の通りとします。

加入保険	介護保険・社会福祉事業者	総合保険
保険会社	あいおいニッセイ同和損保	

13. サービス内容に関する苦情・相談

苦情や相談は、下記までご連絡ください。

(1) 当事業所の苦情相談窓口

▽苦情相談窓口

窓 口 名 オービーホーム平磯 ケアプランセンター

担 当 者 小畑 昌也

連 絡 先 TEL:078-751-1294

FAX:078-752-2294

受付時間 8:45 ~ 17:45(月~土曜日)

(2) その他の苦情相談受付機関

▽介護保険サービスに関すること

窓 口 名 神戸市福祉局監査指導部

連 絡 先 TEL:078-322-6326

受付時間 平日 8:45~12:00、13:00~17:30

▽要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専門電話(監査指導部内)

連 絡 先 TEL:078-322-6774

受付時間 平日 8:45~12:00、13:00~17:30

▽介護保険サービスに関すること

窓 口 名 兵庫県国民健康保険団体連合会

連 絡 先 TEL:078-332-5617

受付時間 平日 8:45~17:15

▽サービスの質や契約に関すること

窓 口 名 神戸市消費生活センター

連 絡 先 TEL:078-371-1221

受付時間 平日 9:00~17:00

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 重要事項説明書の変更等

介護保険に関する法令等の改正等に伴い、本説明書の内容に変更が生じることが予想される場合や、変更された場合には、事業者は利用者及び身元引受人に対して、その変更部分等について書面を交付して説明し、変更後の重要事項説明書について、口頭もしくは書面にて同意の確認を行いますので、あらかじめ了承下さい。

(別紙1)

居宅介護支援サービス及び介護予防支援の利用料金表

令和6年4月1日現在

1. 介護保険給付対象サービス:原則として、利用者の負担はありません。

(1)居宅介護支援費(1ヶ月あたり)

基本料金

居宅介護支援費	要介護1・2	11,772 円
	要介護3～5	15,295 円

各種加算料金

初回加算(※1)		3,252 円(1か月)
特定事業所加算(※2)	(Ⅰ)	5,625 円(1か月)
	(Ⅱ)	4,563 円(1か月)
	(Ⅲ)	3,501 円(1か月)
	(A)	1,235円(1か月)
	特定事業所医療介護連携加算	
医療連携加算(※3)	入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,710 円(月1回)
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,168 円(月1回)
退院・退所加算(※4)	カンファレンス参加(無)	カンファレンス参加(有)
連携 1回	4,878円	6,504 円
連携 2回	6,504円	8,130 円
連携 3回	—	9,756 円
通院時情報連携加算(※5)		542 円
緊急時等居宅カンファレンス加算(※6)		2,168 円
ターミナルケアマネジメント加算(※7)		4,336 円

※1 新規や要介護区分が2段階以上変更となった時に居宅サービス計画を作成した場合、居宅介護支援費に加算。

※2 主任介護支援専門員の配置等、基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行った場合、居宅介護支援費に加算。

※3 介護支援専門員が、病院又は診療所の職員に対して

(Ⅰ)入院日又は入院日以前(Ⅱ)入院日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合

※4 退院・退所に際し病院等と連携を行って必要な情報を得て居宅サービス計画を作成した場合

- ※5 医師の診察を受ける際に同席し、医師等に必要な情報提供を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
- ※6 病院、診療所の求めにより、当該病院等の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
- ※7 終末期の利用者に対して、通常より頻回な訪問により利用者の状態変化等を把握し、心身の状況等の情報を医師やサービス事業者へ提供した場合

(2) 介護予防支援費(1ヶ月あたり)

基本料金

介護予防支援費	5,116 円
初回加算	3,252 円

2. その他の料金(全額自己負担)

内 容	金 額	説 明
交 通 費 (サービスを提供する地域以外)	実 費 相 当 分	公共交通機関等の交通費、もしくは自動車を使用した場合、5km毎に300円
本契約の 解約料	5,000円	契約書本文第9条第1項但し書の解約の申し出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要です。
申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行にかかる費用
コ ピ ー 代	1 枚 10 円	コピー料金等

※支払方法

利用のあった月ごとに集計し、翌月10日頃に請求させていただきます。
お支払いについては、請求月の末日までに、郵便局の振込用紙にてお願いします。2. その他の料金(全額自己負担)

(別紙2)

要介護認定前に居宅介護支援等の提供が行われる場合の特例事項の説明

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画等の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

(1) 居宅介護支援等について

- ① 要介護認定までに、利用者が居宅サービスの提供を希望する場合には、本契約の締結の日から10日以内に居宅サービス計画等を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ② ①の場合において、事業者は、居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ③ 事業者は、②により作成した居宅サービス計画について、要介護認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な居宅サービス計画の見直しを行います。

(2) 要介護認定後の契約の継続について

- ① 事業者は、要介護認定後、利用者に対して本契約の継続について意思確認を行います。
この際に、利用者から解約の申入れがあった場合には、本契約第2条第1項の規程にかかわらず、本契約は終了し、同9条第1項の規程にかかわらず、解約料はいただきません。
- ② ①の意思確認により、利用者から解約の申入れがない場合には、この本契約別紙3に定める内容は終了します。

(3) 要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合

要介護認定の結果、自立(非該当)となった場合には、¥5,000-の利用料をいただきます。

(4) 要介護認定の結果、要支援1・2となった場合の取扱いについて

要介護認定の結果、要支援1・2となった方で、総合事業(訪問型サービス及び通所型サービス)を利用している場合は、本契約は自動的に解除することとし、解約料はいただきません。この場合、直ちに指定介護予防支援事業所との契約が必要となります。(直ちに指定介護予防支援事業所との契約が行われない場合は、既に利用された居宅サービスに関する利用料は、全額を利用者にご負担いただくこととなります。)

居宅介護支援等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面(及び付属別紙)に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7
名 称 社会福祉法人 丸
代表者 田 中 華 代

事業所 所在地 神戸市垂水区平磯1丁目2番5号
垂水年金会館2階
名 称 オービーホーム平磯 ケアプランセンター
管理者 小 畑 昌 也

説明者 氏 名 _____

私は、本書面(及び付属別紙)により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者(または*代理人)

住 所 _____ 市 区 _____

氏 名 _____

電 話 _____ () _____

※代理人を選定する場合、別途「委任状」が必要となります。

代理人が委任を受けた範囲内で行う行為の効果は、利用者本人に帰属します。

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆いたします。

代筆署名者

住 所 _____ 市 区 _____

氏 名 _____

(利用者との関係: _____)

電 話 _____ () _____